平成２４年（フ）第３１８号
静岡県浜松市北区初生町705番地の３　コーポ初生202号
債務者　三好　和彦
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３２１号
岡山市北区大安寺南町１丁目10番29号
債務者　**篠**　　道夫
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３４号
岡山市北区建部町三明寺365番地、旧住所岡山市乙多見38番地29
債務者　鈴木　孝子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５９号
岡山市中区倉田677―１　岡山東中央病院、住民票上の住所岡山市中区湊242番地２
債務者　矢野　　稔
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２号
大分県豊後大野市三重町秋葉524番地５　プリンス秋葉208号
債務者　横畑　勇二
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時30分
大分地方裁判所竹田支部

平成２４年（フ）第９７９７号
東京都三鷹市上連雀７丁目24―４―102
債務者　大西　　勉
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８６５号
東京都大田区東嶺町27―４―103
債務者　谷口　孝夫
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８６９号
東京都多摩市永山４丁目３―１―106
債務者　岩崎　保子
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９１８号
東京都江東区東雲２丁目７―５―1206
債務者　萩原　麻紀
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９２９号
千葉県市原市金剛地481―６
債務者　山本　賢明
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８７３号
東京都三鷹市野崎１丁目21―18―203
債務者　竹田　英滋
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２号
島根県鹿足郡津和野町青原422番地、前住所東京都板橋区赤塚３丁目31番10号コーポ並木201
債務者　林田　信義
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後１時５分
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第１８４号
北海道帯広市西６条南24丁目８番地　シャトーレこういち301
債務者　松久　敏子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
北海道帯広市西２条南28丁目15番地　すみれハイツ３号
債務者　小椋由美子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
島根県浜田市長浜町1326番地４　みのこしアパート３号室
債務者　木村　安夫
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月26日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２０２号
相模原市南区相南４丁目24番８号　フラットロゼンヂ201号
破産者　田中　秀岳
1　決定年月日　平成24年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部